

担い手通信 第1号

【令和6年度】
令和6年5月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

令和6年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」(ソフト事業)について

全国有数の規模を誇る本市の農業のさらなる発展の実現のため、地域農業の持続可能性や産地力を高める取り組みを支援します。

- 事業概要● 本市の農業において、将来にわたって安定的な農業生産が行われるように、担い手の確保とともに農業者の意欲向上につながり、地域農業のさらなる発展に向けた取り組みを支援するため、取り組みにかかる経費について市が補助します。(ただし、国庫、県及びその他団体の補助事業との重複申請はできません)
- 対象者● 対象者は下記の条件をすべて満たしているもの
 - (1) 農業協同組合又は農業者の組織する団体であること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 事業を実施する期間が複数年に亘ること。
- 補助内容● 対象事業：新規作物や新品種の導入のための調査、研究に係る費用
生産流通の改善を目的とした調査、研究に係る費用
※詳細は別添の事業説明書をご参照ください。
補助率：対象経費(消費税を除いた額)の 1/2 以内(1,000 円未満切り捨て)
継続2年目の事業については同 4/10 以内(1,000 円未満切り捨て)
限度額：50 万円
- 応募方法● 別添の事業説明書及び応募用紙をよくご確認ください。期限内にご応募ください。
申込期限:7月1日 17:00まで (郵送の場合は消印有効・FAX 不可)
※ 応募締切後に審査を行い、採択・不採択をお知らせします。
※ 交付決定後の取組が対象です。交付決定前に着工すると補助対象外(採択取り消し)となりますのでご注意ください。
- お知らせ● 本事業に関わる書類等は浜松市ホームページの「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」からダウンロードすることができます。

■提出窓口・問い合わせ先■

- <旧北区(三方原地区を除く)の方> 農業振興課 北部農業グループ(北行政センター3階)
〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 電話:053-523-1113
- <旧浜北区の方> 農業振興課 浜北農業グループ(浜名区役所3階)
〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 電話:053-585-1117
- <天竜区の方> 農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所 南館1階)
〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 電話:053-922-0030
- <上記以外の方> 農業振興課 担い手支援グループ(市役所本館6階)
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 電話:053-457-2331

令和 6 年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」(ハード事業)について

全国有数の規模を誇る本市の農業のさらなる発展の実現のため、地域農業の持続可能性や産地力を高める取り組みを支援します。

●事業概要● 本市の農業において、将来にわたって安定的な農業生産が行われるように、担い手の確保とともに農業者の意欲向上につながり、地域農業のさらなる発展に向けた取り組みを支援するため、その取り組みにかかる経費について市が補助します。(ただし、国庫、県及びその他団体の補助事業との重複申請はできません。)

●対象者の要件● 対象者は下記の条件をすべて満たしていること

(1) 浜松市に居住し、かつ市内で営農する認定中の認定農業者及び認定新規就農者が市内で取り組む事業であること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

(4) 令和5年度に本事業を活用していないこと。

(5) 過去に国庫補助事業を活用している場合は、事業実施の前年度までに成果目標を達成していること。

※国庫補助事業とは…経営体育成支援事業(但し被災型を除く)、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業、農地利用効率化等支援事業、経営発展支援事業、初期投資促進事業のことをいう。

(6) 「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」のいずれかに加入済又は加入することが確実であること。(交付申請時まで加入済又は加入申し込みが確認できる書類があること。) 詳細は別添の事業説明書参照

(7) 別に定める成果目標を事業完了の翌年度から3年間で達成できる見込みがあること。

●補助内容● 対象事業：農業用機械・施設の導入、更新に係る費用

※詳細は別添の事業説明書をご参照ください。

補 助 率：対象経費の20%以内

限 度 額：農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等(付帯設備を含む)の新設 200万円
農業用機械等の購入 100万円

●応募方法● 別添の事業説明書及び応募用紙をよくご確認のうえ、期限内にご応募ください。

※ 応募締切後に審査を行い、採択・不採択をお知らせします。

※ 交付決定後の取組が対象です。交付決定前に着工すると補助対象外(採択の取り消し)となりますのでご注意ください。

●お知らせ● 本事業に関わる書類等は浜松市ホームページの「令和6年度浜松市地域農業パワーアップ支援事業」からダウンロードすることができます。

■提出窓口・問い合わせ先■

<旧北区(三方原地区を除く)の方> 農業振興課 北部農業グループ(北行政センター3階)

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 電話：053-523-1113

<旧浜北区の方> 農業振興課 浜北農業グループ(浜名区役所3階)

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 電話：053-585-1117

<天竜区の方> 農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所 南館1階)

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 電話：053-922-0030

<上記以外の方> 農業振興課 担い手支援グループ(市役所本館6階)

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 電話：053-457-2331

(1) 補助の対象となる者

本事業の対象者は下記の条件をすべて満たしている者としてします。

- ・ 農業協同組合又は農業者の組織する団体であること。(主たる事業所または圃場が浜松市内であること)
例) ○○農協△△部会 代表××、□□生産組合 代表◇◇ 等
- ・ 市税を完納していること。
- ・ 事業を実施する期間が複数年度に亘ること。(事業は 2,3 年間を目途に計画を立てること)

※審査および交付決定は年度毎に行います。

※同一の団体が複数の申請を行うことはできません。

(2) 補助の対象となる事業

本事業の対象は下記のいずれかとします。

- ・ 新規作物や新品種の導入のための調査、研究
- ・ 生産流通の改善を目的とした調査、研究

ただし、次に掲げる事業は、補助対象外事業です。

×他の補助金・助成金、競争的資金等の採択を受けた事業

×事業の全てを外注又は委託する事業

×事業化に必要と認められる調査(事業化可能性調査、市場調査、販路開拓 等)のみを行う事業

×公序良俗に反する事業

×事業者が開発経費等を負担しない受託事業

(3) 補助の対象となる経費

補助対象経費は、下記の条件に適合する経費で、「①補助対象経費一覧」に掲げる経費です。ただし、各種税金(消費税や収入印紙)、振込手数料等は補助対象外です。詳細は「②補助対象外の経費」を確認してください。

- ・ 原則として、交付決定日から令和 7 年 2 月末日までに契約、実施、支払いが完了する経費
- ・ 採択後に安易な変更をする必要が無いよう、事前に見積を取るなどして、精査された必要最小限の経費(申請時の精査不足と認められる安易な変更の場合は、その変更を認めない場合があります。)
- ・ 補助対象(用途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ本補助事業にかかるものとして明確に区分できる経費

①補助対象経費一覧

※「(カ)交通費」を除き、補助対象経費として、1 件(1 項目)で税抜き 50 万円以上の経費については、申請書に見積書を添付してください。

	対象科目	対象内容
(ア)	原材料等購入費	調査・研究の実施に直接使用し消費される原料、材料及び資材の購入に要する経費(例:種苗、肥料、電気部品、化学薬品、試験用部品等) ※明らかに従来の農作物の生産に使用するものは補助対象外とする。
(イ)	産業財産権等導入・取得費	本事業の実施に不可欠な特許・実用新案等(登録、出願され、存続しているもの)で他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料含む)を受ける場合の経費 ※行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)は補助対象外とする。
(ウ)	外注委託費	外部の事業者等に外注(例:デザイン、市場調査等)や、大学、試験研究機関、外部専門機関等に試験、調査、分析、検査等を委託する場合(例:作物や土壌の試験や分析評価、事業化可能性調査等の委託)に要する経費 ※明らかに従来の農作物の生産に使用するもの、著しく汎用性の高いもの、外注委託先の資産となるものは補助対象外とする。
(エ)	技術指導導入費	大学、研究機関、専門機関等から技術指導を受ける場合に要する委託費や謝金等 ※技術習得講習会等への社員研修参加費は補助対象外とする。
(オ)	販路開拓費	販路開拓や販路拡大に要する経費(例:広告宣伝費、国内外展示等への出展・運搬費用、出展用パネル作成費用、チラシ・パンフレット作成費用、ホームページ開設費、販路開拓・拡大に関する市場調査費用 等) ※販促用品(ペンやメモ帳、ステッカー、シール等)は補助対象外とする。
(カ)	交通費	公共交通機関を利用した国内における交通費(公共交通機関での移動が不可能な区域間のタクシー代も補助対象とする。) ※新幹線のグリーン車、飛行機のファースト・ビジネスクラスなどは補助対象外とする。
(キ)	借損料	機器・設備類のリース・レンタル、会議等会場借上等に要する経費 ※長期間でリースする場合又は、高額な機器・設備等をリースする場合は、基本的には 3 年リース(36 ヶ月)以上とし、その内、補助対象期間(交付決定日から 2 月末)にかかるリース代のみを補助対象経費とする。ただし、補助対象期間内でのリース代の前倒し支払は認めない。
(ク)	消耗品費	消耗品(耐用年数 1 年未満のもの、または 1 件 10 万円未満のもので、調査・研究に直接必要なものに限る。)を購入するために要する経費 ※明らかに従来の農作物の生産に使用するもの、著しく汎用性の高いものは補助対象外とする。

上記(ア)～(ク)以外の経費については事務局と別途協議すること

②補助対象外の経費

次の経費は補助対象経費にはなりません。

- (1) 補助対象物品や所定の帳簿類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等)の確認が出来ない場合
- (2) 各種税金(収入印紙や消費税及び地方消費税含む)、各種保険料、振込手数料等の各種手数料
- (3) 飲食費、宿泊費、国外への交通費(国外での交通費含む)、自家用車や社用車の使用など国内における公共交通機関を利用しない交通費
- (4) 水道光熱費、通信費(切手代、電話代、インターネット利用料金等(※宅配便代は補助対象とする))、燃料費
- (5) 賃貸借物件等の保証金、敷金、仲介手数料等これに類する経費
- (6) 参考文献、図書、資料購入費
- (7) 従来の農作物の生産にかかる経費
- (8) 建屋、パソコン、プリンター、机、椅子、棚等の汎用性の高い機器等の購入や建設(※パソコンやプリンター、ソフトウェア、機器や設備の場合は、事前承認を得た上で、購入ではなく借損料(リース)で計上することが可能)
- (9) 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品・消耗品等(机、椅子、棚等の什器、事務機器、文房具等の事務用品等)
- (10) 販促用品(ペンやメモ帳、ステッカー、シール等)※成果物の紹介チラシ・パンフレット等は補助対象とする
- (11) 補助金の実績報告書等の関連文書の作成経費、事務局等との事務打合に係る経費
- (12) 申請以前に既に借用している機械機器等の賃借料(ただし令和5年度、本補助事業の採択を受けた事業を、令和6年度以降も継続して申請する場合で、令和5年度から年度をまたいで借用を継続している本補助事業での機械機器等の場合はこの限りではない。)
- (13) 補助事業に直接関係があると認められない経費(例:タバコ等の嗜好品や懇談会や研修会、講習会、セミナー参加に係る経費 等)
- (14) 見積から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われない場合(※場合によっては見積や発注、契約行為については、補助対象期間前でも可とする。)
- (15) 他社発行の手形により支払われている経費
- (16) その他助成対象事業の経費として内容及び使用数量を明確に特定することが困難な費用

(4) 補助率

- ・ 対象経費(消費税を除いた額)の1/2以内(1,000円未満切り捨て)
- ※継続2年目の事業については同4/10以内(1,000円未満切り捨て)

(5) 補助上限

- ・ 50万円

(6) 事業開始までのスケジュール

項 目	時 期	備 考
①応募締切	7月1日(月)	17:00まで 郵送での応募の場合は同日消印有効・FAX 不可
②審査結果の通知	7月末に発送予定	審査会を開催したのち、応募者に対し審査結果通知書で採択・不採択を通知します。
③交付申請書の提出	8月上旬以降	通知受領後、採択された方は交付申請書をご提出ください。 交付決定通知書を受領後、事業が開始できます。

- ・ 事業は複数年に亘ることが前提ですが、令和7年2月末日までの実績報告書の提出が必要です。
- ・ 補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。

(7) 審査会

- ・補助金交付要綱およびこの事業説明書に基づき審査します。
- ・事業の趣旨を逸脱する場合は採択されない場合があります。
- ・応募書類の他に資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

(8) 留意事項

- ・申請には、具体的な事業計画、経費見積等が必要です。
- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、採択を取り消しますのでご注意ください。
- ・事業の途中で補助要件を満たさなくなったと判断された場合には、補助対象期間内であっても採択を取り消す場合があります。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・実施する期間が複数年度に亘る事業が対象ですが、交付の決定は年度毎に行います。
- ・交付申請および実績報告は年度毎に行う必要があります。
- ・交付が決定された事業であっても、次年度以降の補助金が保証されたものではありません。
- ・補助を受けた場合、次年度以降の受給の有無に関わらず、事業終了時に完了報告が必要となります。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。

(9) 応募方法

下記①～⑤の書類を令和6年7月1日(月)17:00までに郵送又は各提出窓口にご提出ください。(郵送の場合は消印有効・FAX 不可)

- ①応募用紙(この担い手通信に同封されています)
- ②直近の決算書の写し(該当の場合)
- ③市税納付・納入確認同意書(この担い手通信に同封されています)
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し
- ⑤新規作物・新品種・生産流通に関する取組の詳細(パンフレット等)
- ⑥組織の規約及び構成員名簿

※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

＜スケジュール記入例＞ 応募用紙内に記入欄があります

作業工程 (例:1年目)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
苗購入							●					
肥料購入							●					
定植							●	→				
栽培管理								●	→	→	→	→
施肥										●	→	●

作業工程 (例:2年目)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
栽培管理	●	→	→	→	→							
収穫			●	→	→							
評価・次期打合	●		●		●	●						
苗購入							●					

浜松市地域農業パワーアップ支援事業（ソフト事業） 応募用紙

1. 組織の概要

名称			
所在地等	〒		
代表者 役職・氏名			
設立年月日	年	月	日
	構成員数	人	
連絡先	担当者 役職・氏名		TEL:
	MAIL:		FAX:
組織の目的			
主な活動			

※組織の規約及び構成員名簿を添付してください。

確認事項 (あてはまる場合は □にチェックしてく ださい)	☐ 農業協同組合又は農業者の組織する団体である ☐ 主たる事業所または圃場が浜松市内である ☐ 市税を完納している ☐ 事業の実施期間が複数年度に亘る ☐ 申請者にとって新規作物や新品種導入等のための調査、研究である ☐ 生産流通の改善等を目的とした調査、研究である ☐ 他の補助金を活用するものではない ☐ 雇用をしており、市県民税特別徴収義務者である ☐ 暴力団や公の秩序に反するおそれがあると認められる団体およびその関係者等ではない
---	---

2. 事業内容

事業目的	
事業概要	
実施期間	
成果見込	

- ・事業説明書にある<スケジュール記入例>を参考に、事業完了までの複数年の予定を記入してください。
- ・事業開始1年目は8月開始としてください。

作業工程 (1年目)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

作業工程 (2年目)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

作業工程 (3年目)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

スケジュール

3. 収支計画

収入の部

(単位：円)

区分	予算額 (税抜)	消費税額	備考
補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
計			

支出の部

(単位：円)

区分	補助対象経費 (税抜)	消費税額	備考
(ア) 原材料等購入費			
(イ) 産業財産権等 導入・取得費			
(ウ) 外注委託費			
(エ) 技術指導導入費			
(オ) 販路開拓費			
(カ) 交通費			
(キ) 借損料			
(ク) 消耗品費			
計			

※記入する金額は申請年度のみを対象とした金額とする。

<申し込みに必要な書類>

- ①応募用紙(本用紙)
- ②直近の決算書の写し(該当の場合)
- ③市税納付・納入確認同意書(この担い手通信に同封されています)
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し
- ⑤新規作物・新品種・生産流通に関する取組の詳細(パンフレット等)
- ⑥組織の規約及び構成員名簿

申込期限: 7月1日 17:00まで

(郵送の場合は消印有効・FAX 不可)

令和 6 年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」(ハード事業) 事業説明書

(1) 補助の対象となる事業

- ・農業用機械や施設の新規導入、更新（新品・中古品は不可）
- ・農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等の新設（付帯設備を含む）については、対象経費が一整備あたり 50 万円（消費税を除く）以上のもの
- ・農業用機械等の購入については、対象経費が一整備あたり 20 万円（消費税を除く）以上のもの
- ・汎用性のある機械等（バックホウ、ホイールローダ等）については、農業のみの利用に限ること、利用報告・利用日誌の提出などの条件を約束できる方に限り補助対象となります。
- ・補助を受ける対象事業は、業者施工による施設、販売業者から購入する機械を補助対象とし、それ以外の方法で設置するための資材や、知り合いの農家等、個人から購入する機械等は補助対象外です。

(2) 補助率

- ・対象経費の 20%以内（対象経費は消費税を除いた金額）

(3) 補助上限

- ・農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等（付帯設備を含む）の新設：上限 200 万円
- ・農業用機械等の購入：上限 100 万円

(4) 成果目標の設定

- ・事業を活用した場合、応募時に設定した 2 つの成果目標を事業実施の翌年度から 3 年以内に達成していただきます。また、事業完了の翌年度から 3 年間は決算書の写し及び成果目標の達成状況等の報告書類を提出する必要があります。
- ・成果目標(1) 農業所得を維持・向上すること。※必須目標となります。
- ・成果目標(2) 補助を受けようとする取組と関連性のあるものを、下記の 5 つの目標の中から 1 つ選択し達成すること。

1	年間売上高の維持・向上	4	中間管理機構を活用した農地の集積・拡大・合理化
2	コストを現状より削減	5	法人化
3	後継者の従事又は経営移譲の達成		

(5) 事業開始までのスケジュール

項 目	時 期	備 考
①応募締切	7 月 1 日（月）	17:00 まで 郵送での応募の場合は、同日消印有効・FAX 不可
②審査結果の通知	7 月末に発送予定	審査会を開催したのち、応募者に対し審査結果通知書で採択・不採択を通知します。
③交付申請書の提出	8 月上旬以降	通知受領後、採択された方は交付申請書をご提出ください。 交付決定通知書を受領後、事業が開始できます。

- ・事業は原則、令和 7 年 2 月末日までに完了し、実績報告書の提出が必要です。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。
- ・応募後は、原則、機械の種類等を変更することはできません。

(6) 審査会

- ・補助金交付要綱に基づき、導入を希望する経営体ごとにポイントを算定し、ポイントの高い経営体から優先して採択します。
- ・応募書類の他に、ポイント算定の根拠となる資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

【補助対象事業の一例と注意事項】

分類	詳細	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
(ア) 施設	ビニールハウス	ビニールハウスの建築に係る経費 ・工事費、資材費、その他付帯設備の設置費を含む	既存施設の解体撤去費及び処分費 ビニール張り替え等の単純な修繕費 業者施工以外に係る資材費及びそれに係る経費
		ビニールハウス等の付帯設備の導入に係る経費 ・耐候性向上の補強 ・灌水装置、環境制御装置（ミスト）、遮光カーテン、ビニール二重構造化等の施工	
	果樹棚、防風ネット	果樹用棚、防風ネットで容易に移動ができないもの	
	堆肥舎・畜舎	屋根があり、悪臭対策・排水機能が適切であるもの	
	汎用性があるが条件を満たした場合に補助対象と認められる施設	屋内に設置するプレハブ冷蔵庫・保冷库（1坪以上のもの）、移動式トイレ ※但し、農業用のみの使用であること。	冷蔵庫・保冷库（1坪未満のもの） 冷蔵庫・保冷库（屋外に設置するもの） 固定式トイレ、倉庫
(イ) 機械	圃場で使用する機械	耕耘機、田植機、稲刈機、肥料散布機、草刈機、薬剤散布機、移植機、収穫機、運搬機、暖房機等及びそれに付属可能な農業用機械	軽トラック、積載車など農業用以外に容易に使用できる機械
	作業場で使用する機械	製函機、選別機、皮剥き機など付属する機器についても対象	パソコンなど農業用以外に容易に使用できる機械
	作業環境改善のための機械	アシストスーツなど ※但し、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
	汎用性があるが条件を満たした場合に補助対象と認められる機械	バックホウ ※但し、果樹の改植、圃場整備等、作業内容が明確で、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
		ホイールローダー ※但し、堆肥の運搬等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
		フォークリフト ※集出荷作業等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	

●事業に共通する注意事項●

- ① 修繕、メンテナンス等の維持管理に係る費用は対象外です。
- ② 市販されており、新品（新品及び中古品を除く）に限ります。
- ③ 複数の整備は可能ですが、施設・機械のいずれか一区分の整備が対象となります。
- ④ 業者施工による施設、販売業者から購入する機械を補助対象とし、資材のみの購入、知り合いの農家等個人から購入及びレンタルする機械等は補助対象外です。
- ⑤ 他の補助金を活用する整備は、補助対象外です。

●施設整備に関する注意事項●

- ① 「施設」とは、原則、容易に移動させることが出来ない農業用の構造物を指し、基礎工事を伴うものをいいます。
- ② 施工予定地の農地利用や建築に関する法令について確認を必ず行ってください。また、施設を設置する土地が自己所有若しくは借地で利用権設定等がされていることや土地利用が法令に違反していないことが要件となります。
- ③ 申込に必要な見積書は参考見積書で構いませんが、完成後は出来形設計書（材料や経費の積算書類及び出来形図面）の提出が必要です。
- ④ 一整備あたり税抜き50万円未満の場合は対象外となります。

●機械購入に関する注意事項●

- ① 「機械」とは、一整備あたり税抜き20万円以上の農業用として使用する機械のことをいいます。
- ② 農業以外に容易に使用できる機械については、農業との関連が認められ、使用日誌等を提出することが条件となります。農業用の目的以外には使用できません。

補助対象となる組合せ【例】 ○補助対象 ×補助対象外

- ハウス建設＋自動側窓＋自動天窓
- ハウス建設＋複合環境制御装置
- ハウス建設＋ハウス内暖房機・循環扇
- 既存ハウスに付帯施設（動力機械等）設置（自動側窓装置工事、自動環境制御装置等工事、自動二重カーテン開閉装置設置工事、循環扇設置工事、暖房機設置工事ほか施設との組み合わせは可。）付帯施設の複数整備可能。
- トラクタ＋管理機
- トラクタ＋その付属のアタッチメント
- × ハウス建設＋動噴
- × ハウス建設＋トラクタ
- × 管理機＋ハウス建設
- × SS＋果樹棚

●必要書類に関する注意事項●

「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の4制度について採択後、交付申請書提出時に「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」の次の書類を提出してください。（最新のものを提出してください。）

- | | | |
|--------------------|---|----------------------|
| 1 収入保険 | 令和6年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」・「保険証書」又は、令和7年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」の写し | 問合せ先：NOSAI静岡西遠地域センター |
| 2 施設園芸セーフティネット構築事業 | 令和6事業年度の「省エネ等対策取組計画」の写し | 問合せ先：農協等 |
| 3 配合飼料価格安定制度 | 令和6年度の「配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し | 問合せ先：農協、飼料会社等 |
| 4 園芸施設共済 | 令和6年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」・「共済証券」 | 問合せ先：NOSAI静岡西遠地域センター |

＜ポイントの種類と考え方＞

区分	種 類	考 え 方
基礎 ポイント	経営体の農業所得	農業所得が多いほど高くなります（上限あり）
	青色申告者	一定ポイントを付与
	申請者又は後継者※の年齢	年齢が若いほど高くなります（上限あり） 法人の場合は一定ポイントを付与
追加 ポイント	実質化された人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられること （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	中間管理機構を活用して農地を借りている者 （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	雇用をしている事業者で、市民税・県民税特別徴収義務者に指定されている	一定ポイントを付与 但し、当該通知書の写しが必要
	浜松市認定農業者協議会会員 （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	家族経営協定締結 （令和 6 年 4 月 1 日時点で締結済のもの）	一定ポイントを付与

※後継者とは、下記の 2 つを満たす者。

- ・将来経営を継承する予定の者で、令和 5 年の年間農業従事日数 240 日以上(8 時間労働/日)であること。
- ・令和 5 年の青色申告書に専従者給与等の支払いが確認できること。又は、後継者が別世帯で雇用費計上している場合は、令和 6 年 4 月 1 日時点で家族経営協定を締結していること。

(7) 留意事項

- ・取り組み内容に関連性が認められるものであれば、複数の機械や複数の施設(付帯施設を含む。)を一つの取組として申込みできます。

ただし、応募できるのは、(ア)施設（付帯施設を含む。）又は(イ)機械のどちらか一区分です。

応募
可能
な例

ビニールハウスと暖房機の応募（施設と施設の付帯設備の取組。それぞれ 50 万円(税抜き)以上の整備）
動力噴霧器とトラクターの応募（共に機械の取組。それぞれ 20 万円(税抜き)以上の整備）

応募できない例：ビニールハウスとトラクターの応募（施設と機械の両方の取組のため、要件外）

- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、採択を取り消しますのでご注意ください。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・事業完了の翌年度から 3 年間、決算書類一式ほか書類の提出が必要となります。
- ・市販されており、新品（新古品及び中古品を除く）に限ります。
- ・本事業を活用した場合、事業完了の翌年度から 3 年間、本事業に応募できません。
- ・令和 7 年 2 月末までに確実に事業が終了すること。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。

(8) 応募方法

※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

下記①～⑤の書類を令和 6 年 7 月 1 日(月) 17:00 までに郵送又は各提出窓口にご提出ください。

- ①応募用紙（担い手通信に同封） 1 枚
- ②令和 5 年青色申告書の写し又は直近の決算報告書の写し 一式
- ③申込を希望する機械・施設等の見積書の写し 一式
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し 一式
- ⑤【応募時に書類のある方】「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の証書、取組計画、契約書、受付済の申込書等(最新のものを提出してください。) 一式

②についての補足

- ・個人で白色申告の場合、収支内訳書 2 枚
- ・個人で青色申告の場合、決算書 2 枚（専従者給与の内訳まで）
- ・法人の場合、表紙(法人の期の記載があるもの)、損益計算書(売上原価、販売費及び一般管理費の内訳がわかる部分まで)

令和6年度 地域農業パワーアップ支援応募用紙（ハード事業）

1 申込者の情報等

フリガナ			生年月日（法人の場合は設立年月日）
経営体名 （代表者名）	※個人の場合は氏名・法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。 ※農業経営の主宰権を持つもの。（認定中の認定農業者又は認定新規就農者）		S H 年 月 日 （年齢 歳）
住所・所在地	浜松市 区		電話：
連絡先	携帯：	メールアドレス： （文書の送受信 が可能なもの）	FAX：
確認事項 （当てはまる項目に ○を記載して下さい）	【施設】市販されている新品の購入、利用 【機械】市販されている新品の購入		
	次の①から④の制度について、応募時点で加入済み又は、加入申込済の 書面（証書、受付済の申込書、取組計画、契約書等）の写しを添付している。		
	①収入保険 ②施設園芸セーフティネット ③配合飼料価格安定制度 ④園芸施設共済		
	上記①から④について、応募時は書面がないが、 本事業採択後の交付申請までに加入申 込を行う。（申込が書面で確認できない場合は、交付申請できず、採択取り消しとなり ます。）		
	過去に①から④の国庫補助事業を活用している場合は、事業実施の前年度までに成果目 標を達成している。		
	①経営体育成支援事業（但し被災事業は除く） ②担い手確保・経営強化支援事業 ③強い農業・担い手づくり総合支援事業のうち、「先進的農業経営確立支援タイプ」又は「地域担 い手育成支援タイプ」 ④農地利用効率化等支援事業		
	浜松市地域農業パワーアップ支援事業（本事業）を活用したことがない		
	家族経営協定を締結している（R6.4.1時点）		
	中間管理機構を活用して農地を借りている（R6.4.1時点）		
	雇用をしており、市県民税特別徴収義務者である		
応募する事業は、交付決定通知書の受け取り後に取り組み事業である。			
事業は令和7年2月末までに完了し、実績報告できる取り組みである。			
浜松市認定農業者協議会に加入している（R6.4.1時点）			

2 後継者の情報 ※法人化している経営体及び後継者がいない場合は記載の必要はありません。

フリガナ	申込者との関係・続柄		後継者の生年月日
後継者名	子 ・ その他（ ）		S H 年 月 日 （年齢 歳）

※後継者とは、下記の2つを満たす者。

- ・将来経営を継承する予定の者で、令和5年の年間農業従事日数240日以上（8時間労働／日）であること。
- ・令和5年の青色申告書に専従者給与等の支払いが確認できること。又は、後継者が別世帯で雇用費計上している場合は、令和6年4月1日時点で家族経営協定を締結していること。

3 導入・更新を希望する農業用機械・施設について

区分	事業内容	詳細（寸法、形式、数量等）	導入予定日	価格（税抜）
・それぞれの内容が分かるよう、行を分けてご記入ください。 ・区分には施設又は機械を記載すること。複数の機械・施設の導入は同じ区分（機械・機械(アタッチメントを含む。)、施設・施設又は施設・施設の付帯設備）であれば、申請が可能です。補助上限にご注意ください。 ・補助事業（施設・機械の導入・更新）は原則令和7年2月末日までに完了し、実績報告すること。				計 円 （見積書の税抜き金額の合計）

＜裏面につづく＞

4 施設の導入・更新予定地について（施設の応募のみ記入）

施工予定地（地番まで記入）	土地の確認 (該当に○)	借地の場合の確認事項(該当に○)
浜松市 区	自己所有・借地	農地法許可済 ・ 農地法手続き中 ・ 利用権設定済・利用権設定手続き中・未設定
当てはまる場合、右欄に○を記載して下さい	補助事業の設置場所の土地について、法令に違反する土地利用は行っていない。今後、法令に違反する土地利用を行わない。	

※ 借地の手続きが未設定の場合は、交付申請までに手続きする必要があります。

5 希望する農業用機械・施設を整備する理由

〔施設・付帯施設又は、機械を2種類のように一体的な取り組みとして複数申込された場合は、その関連性も記載してください。〕

6 成果目標の確認

事業完了後より3年間で達成していただく成果目標です。下記の（１）及び（２）の目標の達成見込みがない場合、申込みできません。

（１）成果目標の達成見込みがある場合はチェック欄に○を記載してください。

成果目標 1 ※必須目標	チェック欄	現状所得額（事務局記載欄）
● 農業所得の維持・向上	○	, , 円

（２）2つ目の成果目標として、事業完了年度の翌年度から3年以内に達成可能な目標の一つ選択して○を記載してください。

成果目標 2 ※選択目標	チェック欄	メモ（事務局記載欄）
① 年間売上高の維持・向上		施設 ・ 機械 施設2整備以上 ・ 機械2整備以上
② コストを現状より削減		
③ 後継者の従事又は経営移譲の達成		
④ 中間管理機構を活用した農地の集積・拡大・合理化		
⑤ 法人化		

（３）導入等を希望する整備内容と、（２）で選択した成果目標との関連性を記入してください。
また、成果の達成が説明できる資料について教えてください。

※成果の達成が説明できる資料の名称

（例：青色申告決算書、家族経営協定、源泉徴収票、廃業届・開業届、法人設立時の定款・全部事項証明書 等）

7 申込に必要な書類(②は事業説明書(8)参照)

※下記のほか、当課より個別に資料等の提出を求める場合があります。

- ①応募用紙(本用紙) 1枚
- ②令和5年青色申告書の写し又は直近の決算書の写し 一式
- ③申込を希望する機械・施設等の見積書の写し 一式
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し 一式

申込期限:7月1日必着

(FAX不可・郵送による消印有効)

⑤【応募時に書類のある方】「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の証書、受付済の申込書、取組計画、契約書等(最新のものを提出してください)。 一式

⑤は、「補助対象事業の一例と注意事項」(A 3左下部分を参照)

令和6年度「経営継承・発展等支援事業」について

担い手から経営を継承した後継者が、将来にわたって地域の農地利用等を担うために自己の経営を発展させる「経営発展計画」を作成して取り組む場合に、取組に必要な経費を支援する国事業の公募が開始されました。

【事業の概要】

対象者	地域農業の担い手（中心経営体等）の先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）
要件	①令和5年1月1日以降の主宰権の移譲であること（主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと） ②主宰権の移譲に際し、先代事業者の生産基盤や経営規模等と比べ著しく縮小していないこと ③認定農業者又は認定農業者に準ずる者 ④税務申告等を、継承した後継者の名義で行い、青色申告者であること ⑤家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること ⑥「経営発展の取組」及び「成果目標」を設定した「経営発展計画」を策定し、この計画に基づいて経営発展に取り組む、かつ、計画の目標達成が実現可能であると見込まれること ⑦地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有している ⑧農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業等）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
経営発展の取組	以下の項目から事業費を要する取組を1つ以上選択し、 <u>補助金交付決定後から令和6年12月末までの間に実施します。</u> a:法人化 b:新たな品種・部門等の導入 c:認証取得 d:データ活用経営 e:就業規則の策定 f:経営管理の高度化 g:就業環境の改善 h:外部研修の受講 i:販路開拓 j:新商品開発 k:省力化・業務の効率化、品質の向上 l:規格等の改善 m:防災・減災の導入 <u>※a～eの取組区分や複数項目を選択した場合は、事業選定時にポイントが加算されます</u>
成果目標	以下の各項目について成果目標を設定します。 A：付加価値額の向上 …1経営体当たり又は就業者1人当たりの付加価値額 B：地域貢献 …経営面積等の拡大又は常時雇用者数の増 <u>※目標年度（令和8年度）まで、取組の実施状況等を毎年度報告する必要があります</u>
補助額	補助率：補助対象事業費の10/10 補助上限：100万円 ※補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく取組完了報告に基づく交付確定後となります。

※事業の詳細は、（一社）全国農業会議所の特設サイト <https://keisyou-hatten.maff.go.jp> をご覧ください。

【申請方法】

本事業は、申請前にヒアリングを行う必要があることから、最初にヒアリングの日程を調整します。

同封の「経営発展計画」（A4両面刷り）に必要な事項をご記入の上、
令和6年6月24日（月）までに、農業振興課の以下の問い合わせ先にご連絡ください。

※ヒアリングで計画内容を固めた後、改めて申請書類一式を提出いただきます。

《申請先・問い合わせ先》

旧北区（三方原地区を除く）の方	農業振興課	北部農業グループ	TEL：053-523-1113
旧浜北区の方	農業振興課	浜北農業グループ	TEL：053-585-1117
天竜区の方	農業振興課	天竜農業グループ	TEL：053-922-0030
上記以外の方	農業振興課	担い手支援グループ	TEL：053-457-2331

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	
市町村名	

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)		☐ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒											
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)											年齢	年 月 日生まれ	継承時点: 歳
連絡先	電話番号:										メールアドレス:				

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☐

営農類型	☐ 水田作 ☐ 畑作 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 露地花き ☐ 施設花き ☐ 酪農 ☐ 繁殖牛 ☐ 肥育牛 ☐ 養豚 ☐ 採卵養鶏 ☐ 食肉鶏 ☐ その他 ()																
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) 【飼養頭羽数】 _____ 頭・羽 (品種名: _____), _____ 頭・羽 (品種名: _____)																
従業員数等	役員数	人 (うち女性 人)				常時雇用者数	人 (うち女性 人)				臨時雇用者数	人				女性が部門責任者である ☐	環境配慮 ☐
農業所得	円										☐ 課税事業者 ☐ 免税・簡易課税事業者等						
経営方針																	

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)		☐ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒											
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)											年齢	年 月 日生まれ	継承時点: 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 年 月 日

資産区分	継承方法		備 考	
農地等				
機械				
施設				

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入			
取組内容	【具体的な取組内容】			
	区分番号	区分別の取組内容	経費(円)	経費内訳
経費(事業費)合計		円	補助対象経費合計	円

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2)地域貢献

項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	☐
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	☐
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	☐
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	☐
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	☐
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	☐

(注) 1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	☐
---	--------------------------

記載例 (個人)

経営発展計画

整理番号	0001
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇町

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく いちろう 稲作 一郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)	年齢	1974 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 50 歳
連絡先	電話番号: 03-1234-xxxx		メールアドレス: nougyou@...ne.jp	

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☒

営農類型	☒ 水田作 ☐ 畑作 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 露地花き ☐ 施設花き ☐ 酪農 ☐ 繁殖牛 ☐ 肥育牛 ☐ 養豚 ☐ 採卵養鶏 ☐ 食肉鶏 ☐ その他 ()			
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 コメ , 1,500 a (品種名:コシヒカリ)、 トマト , 65 a (品種名: 桃太郎) , a (品種名:)、 , a (品種名:) , a (品種名:)、 , a (品種名:) 【飼養頭羽数】 頭・羽 (品種名:)、 頭・羽 (品種名:)			
従業員数等	役員数	人 (うち女性 人)	常時雇用者数	2 人 (うち女性 1 人)
	臨時雇用者数	人	女性が部門責任者である ☐	環境配慮 ☒
農業所得	6,540,069 円	☐ 課税事業者 ☒ 免税・簡易課税事業者等		
経営方針	①現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。②常にプロ意識を持って農業生産に関わる。③経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。			

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく たろう 稲作 太郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)	年齢	1947 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 77 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 2023 年 1 月 1 日

資産区分	継承方法		備 考
農地等	全部継承	有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承	使用貸借	父親が所有していた機械(トラクター、田植え機)について賃借契約を締結した。
施設	全部継承	使用貸借	先代が所有していた施設について賃賃借契約を締結した。

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入			
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化するため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。			
	区分番号	区分別の取組内容	経費(円)	経費内訳
	①	農業経営を法人化	260,000	・法人設立手数料(定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代): 240,000円 ・司法書士への報酬: 20,000円
	⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	520,000	・コンサルタント費用(5日間程度、旅費込み): 300,000円 ・審査費用: 150,000円 ・年間登録料: 70,000円
	⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	110,000	・農業簿記ソフト(青色申告用)購入費: 30,000円 ・販売管理ソフト(クラウド型)購入費: 80,000円
	⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	562,500	・A社製の水管理システム(商品名: @@@): 562,500円
経費(事業費)合計			1,452,500 円	補助対象経費合計 1,000,000 円

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	280 (万円)	285	295	300	7.1%

(2)地域貢献

項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	1,565 (a、頭、羽)	1,565	1,865	2,065	31.9%
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

地域の農業者3名に対する作業(田植え、稲刈り)受託を通じ、地域農業の維持に貢献する。
--

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	■
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	■
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	■
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	■
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	■
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	■

(注) 1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	■
---	---

環境保全型農業直接交付金について

国の実施する環境保全型農業直接交付金では、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援しています。

１ 対象者

- ①複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方によって構成される任意組織
②単独で事業を実施しようとする場合は、一定の条件を満たす農業者

２ 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地

３ 要件

- ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
②環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックしていること。
③「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動（推進活動）」を１つ以上実施すること。

４ 支援内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取り組みを合わせて行う、以下の取組。

	対 象 取 組	交 付 単 価
(1)	堆肥の施用	4,400 円／10a
(2)	カバークロップ	6,000 円／10a
(3)	リビングマルチ	5,400 円／10a (小麦・大麦等は 3,200 円/10a)
(4)	草生栽培	5,000 円／10a
(5)	不耕起播種	3,000 円／10a
(6)	長期中干し	800 円／10a
(7)	秋耕	800 円／10a
(8)	有機農業	12,000 円／10a (土壌診断＋(1)～(4)のいずれかを併せて実施する場合 2,000 円/10a を加算) (そば等雑穀、飼料作物の場合 3,000 円/10a)

５ スケジュール

- 6月末まで 事業計画、営農活動計画の提出・認定
7～12月 各取組の実施
翌1月末まで 実施状況報告書の提出
翌2月 支払い
翌4月末まで 実績報告書・営農活動実績報告書の提出

◎本制度は予算の範囲内交付金を交付する制度です。またここに記載した以外に細かな要件がございますので、まずは下記連絡先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせは

浜松市役所 農業振興課 生産環境グループ

電話：053-457-2332 FAX：050-3737-9278

浜松市認定農業者協議会の LINE をご存じですか！

浜松市認定農業者協議会は、市内 1,000 余名の認定農業者会員の意見をもとに、組織として浜松市行政や関係機関と連携した地域農業の課題解決のための活動に取り組んでいます。

また、市内農産物の PR、地域のイベント情報、旬な農産物が購入できる直売所情報提供など市内農業を盛り上げる活動を行っています。

その活動内容などお得な情報を配信しますので、是非ともお友達登録してください。

<お友達登録はこちら>

【お問合せ先】

浜松市農業振興課 総務グループ 電話 053-457-2331



浜松市認定農業者協議会 LINE へ掲載する会員様募集！

浜松市認定農業者協議会の会員様で直売所の宣伝やクーポン、イベントの掲載、農産物プレゼント、農業体験者募集など市内農産物の PR や農業を盛り上げるお得な情報を配信する会員様を募集します。

現在、LINE の登録者約 780 名の方へ月に数回配信しています。

掲載希望の会員様は、お問合せ先にご連絡ください。

希望者多数の場合は、事務局で掲載時期や掲載回数を調整させていただきます。

なお、補助金、研修などの情報は、浜松市認定農業者協議会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.ninteikyo.com>

【お問合せ先】

浜松市農業振興課 総務グループ 電話 053-457-2331